

育主事の養成を委せられないと、というような法の一部改正を生むにいたった恥辱をお互に謙虚に反省したいものである。

○関係者の絶大な努力によって、遂に県立図書館の完成をみた。間もなく、その隣りに福島市の公会堂ならびに公民館が完成した。郡山市の市民会館とともに33年度の偉大な事業であった。県立図書館の内部の充実はこれからである。

○最後に県教委自体の反省として、「県として行わなければならない社会教育活動」と、「市町村が行うべき社会教育活動」とを、明確にしてかかる必要のあることを再認して、来年度以後の課題としたい。

○大ざっぱに、33年度において、県が行った社会教育行政事務を概観するならば、中央から流れて来る(1)新生活運動や、(2)特別助成金にともなう委託事業(3)公民館の設備、あるいは(4)青年学級等に対する国庫補助事務、または(5)郷土資料調査などにテンコマイしたことが、強く頭に浮ぶ。こういう『振りまわされた姿』だけは否定しがたい。

2. 公民館活動

A 公民館と公民館主事

教育即生活といったようなごくひろい見地からみるならば、社会教育のおこなわれるところは、随時随所ともいうべきであろう。しかし普通に社会教育的なものの行われている場としては公民館・図書館・博物館・学校などの外、青年・婦人などの社会教育関係団体・労働組合の文化施設・農林・厚生その他各行政庁所管のものなどもありまた思想団体や私企業の行く職場教育など、多種多様である。

そのななかで、社会教育を当の目的として、特定地域におこなうとする場合その中心拠点としては公民館・図書館および学校である。

本県における公民館の設置はおいおい促進されつつあるが、問題は公民館という建物とその中味である設備とその運営にあたる公民館職員の数と質である。

公 民 館

イ. 公民館設置状況 (昭和33年4月1日現在)

県社会教育課調

調設置する市町村数				本 館 立					
市	町	村	組 計	市	町	村	組 計		
13	55	52	—	120	31	103	79	—	213
分 館 立				法人立		総館数			
市	町	村	組 計						
116	300	244	—	660		1		874	

ロ. 公民館職員数

本務(常勤)

(昭和33年4月1日現在)

本 館		館			
館 長	副館長	公民館主事	公民館主事補	その他の事務職員	その他
58	—	113	8	104	41
兼 務 (常勤)		計		分館職員数 (本務常勤)	合 計
53		377		88	465

備考 兼務(常勤)とは、本務が社会教育主事で公民館は兼務となっているが、週34時間以上勤務し、本務者とかかわらない職員等をいう。

B 昭和33年度公民館等設備補助金の交付

文部省社会教育局編の「社会教育の方法」によると

公民は専門的施設というよりは、一般的で、各種の教育的施設の機能をあわせもつ総合的社会教育施設であって資料を活用するとともに、施設・設備の活用重点をおき、地域住民をその対象として、ひろく人間関係を調整し、日常生活を通じて向上の機会を与え、生活文化の振興と社会福祉の増進を図るを目的とするものである」とある。

しかし公民館・図書館等の機能を十分に果すためにはどうしてもその施設・設備が必要であり、その充実は今後にのこされた重要な問題である。

法により定められた本年度公民館等の設備補助金46万9千円の内訳は別表のとおりである。

昭和33年度公民館等設備補助金交付内訳書

補助金総額 469,000円

施設別	交 付	先	補助事業に要する経費 (千円)	補 助 金 額 (千円)	補 助 事 業 の 内 容
公 民 館					
	川 前 村		160	40	映写機1台を 購入する事業
	東 和 村(大田)		60	15	テレビ1台を 購入する事業
	高 郷 村		160	40	映写機1台を 購入する事業
	保 原 町		48	12	録音機1台を 購入する事業
	矢 吹 町		60	15	〃
	棚 倉 町		160	40	映写機1台を 購入する事業
	三 春 町		160	40	〃
	相 馬 市		160	40	〃
	石 川 町		60	15	録音機1台を 購入する事業
	北塩原村(北山)		160	40	映写機1台を 購入する事業
	鯨 川 村		160	40	〃
	白 沢 村		48	12	録音機1台を 購入する事業